

# 多元社会と新しい秩序構想

吉 澤 昌 恭

## 目 次

### 第一部 両極秩序の破綻と新秩序構想

#### I 自由経済体制の変質

#### II 新自由主義の諸系譜

### 第二部 F. A. ハイエクの秩序構想

#### 序 自由主義の二大系譜

#### I 個人的自由とその論拠

#### II 自由主義社会秩序

#### III 「真の自由主義」の衰退

#### IV 自由主義秩序の再生

#### V ハイエク秩序理論の特徴

### 第三部 新秩序の模索

#### I 利益団体をめぐる諸学説の展開

#### II 三元秩序構想の模索

## 第一部 両極秩序の破綻と新秩序構想

### I 自由経済体制の変質

先の論文「自由経済体制の変質と秩序構想」<sup>(1)</sup>に於いて次のことが明らかになった。(1)近代自由主義思想並びに個人主義思想を反映した体制が、18世紀末頃から1870年代に到るまで大きく成長を遂げていった。(2)しかし、

(1) 拙著「自由経済体制の変質と秩序構想」六甲台論集 第26巻 第4号

自由主義体制、或いはいわゆるレッセ・フェール体制は1870年代を境に大きく変貌し始め、今日に到っている。こうした自由主義体制変質の大きな原因として、諸利益団体の形成とそれに対応した国家の干渉を挙げることができる。大きく変貌した今日の社会は、G. ブリーフスの表現を借りるならば、多元社会(pluralistische Gesellschaft)、或いは多元集団レッセ・フェール(laissez-faire-Pluralismus)と呼ぶことができるだろう。そして、こうした多元社会に於いては、個人よりも種々の利益団体が優位し、またその中のいくつかは相対的な独立性さえもつようになる。(3)この多元社会を秩序づけるには原理的に三つの方法が可能である。①種々の利益団体をその内部に組み込んだ中央管理体制の建設。②諸利益団体の切り崩し並びに競争秩序の形成・維持。③種々の利益団体の存続を前提にした上で、新秩序の模索。

現実の歴史に於いて、種々の利益団体生成の結果競争メカニズムが麻痺し、レッセ・フェール体制は存続し得なくなっていった。そこで、レッセ・フェールに代わるものとして、まず第一に中央管理が登場してきた。しかし、中央管理の体制も必ずしも十分満足できる体制ではなさそうである。中央管理体制を最も強烈に非難する新自由主義の論者によるならば、<sup>(2)</sup>①その体制は稀少性のパラメーターを欠いており、十分な生産性を上げ得ない。②現実に生産手段の処分権を掌握する者による新しい専制政治(new despotism)<sup>(3)</sup>が出現し、大衆は自由を奪われる。生産物の分配は、レッセ・フェールの体制と比べてさえ、より不平等より不公正なものになりがちである。③以上のことの結果として、大衆の生活は、物質的にも精神的にもよりみじめなものになる。

以上のような理由から、少なくとも西側諸国では、今日、多元社会秩序秩序としての中央管理は排除されている。従って、残された道は、競争秩

(2) Eucken, W: *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, Tübingen 1952. Chap. 8.

Hayek, F. A.: *The Road to Serfdom*, Chicago 1944.

(3) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, London 1960. p. 255.

序の再生をめざして努力するか、何らかの新しい秩序を模索してゆくかのいずれかでしかない。

そこでまず、本稿の以下の部分では、競争秩序の再生・維持を最も強力に主張する新自由主義の秩序理論を検討することにした。

## Ⅱ 新自由主義の諸系譜

まず明らかにしておかねばならないのは、新自由主義とは「ひとつの社会方向を志向する思想運動」であり、「マルクス主義やケインズ学派といったような、ある一人の思想家の思想体系、ないしはそうした体系を中心とした思想運動でもない」ということである。「そこには学界から実際界にわたるさまざまな人がふくまれ、合流する学説系譜も一様ではない<sup>(4)</sup>」のである。

その主要系譜だけに限ってみても、次のようなさまざまな人々を挙げることができる。<sup>(5)</sup>

1. 移住ウィーン学派 ミーゼス (L.v. Mises), ハイエク (F.A. Hayek), ハーバラー (G.v. Harberler), マハルプ (F. Machlup)。
2. フライブルグ学派 オイケン (W. Eucken), ボェーム (F. Böhm), レプケ (W. Röpke), エアハルト (L. Erhard), ルッツ (F.A. Lutz), ミクシュ (L. Miksch) リュストウ (A. Rüstow)。
3. ロンドン大学グループ キャナン (E. Cannan), グレゴリ (Th. Gregory), ロビンズ (R. Lobbins), ベンハム (F.C. Benham), ハット (W.H. Hutt), ペイシュ (F.W. Paish)。
4. シカゴ大学グループ ナイト (F.H. Knight), サイモンズ (H.C. Simons), デイレクトール (A. Director), ステイグラール (G. Stigler), フリードマン (M. Friedman)。

(4) 野尻武敏編著『現代の経済体制思想』新評論 1976 p.35~36.

(5) 野尻武敏編著『現代の経済体制思想』 p.36.

Hayek, F. A.: *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Chicago 1967. Chap. 13.

5. イタリアグループ エイナウディ (L. Einaudi), ブレッツチャーニ・テュッローニ (C. Bresciani-Turroni)。

以上のように、一括して新自由主義と呼ばれる思想運動を形成する人々は非常に多岐にわたっている。そこで第二部では、その中の一人、即ち、戦後新自由主義者の世界的な結社「モンペルラン協会」(Mont Pélèrin Society) を結成し、1974年にはノーベル経済学賞の榮譽にも輝いた、ハイエクの秩序理論を明らかにしてゆきたいと思う。

## 第二部 F. A. ハイエクの秩序構想

### 序 自由主義の二大系譜

ハイエクの述べるところによれば、近代自由主義は二つの系譜をもって始まった<sup>(6)</sup>。一方は主に英国に於いて発展し、他方はフランスを中心に大陸に於いて発展した。両者は共に、その当初こそ、封建制・絶対主義に対するアンチ・テーゼとして作用し、あらゆる拘束からの個の解放を主張したが、その内に相違・矛盾を孕んでいたものであり、やがて大きく分裂していった。

英国を中心に発展した自由主義は、経験主義的自由主義とも言い得るもので、人間の理性の限界を強く自覚すると同時に、法・道徳規範・諸制度の生みの親たる社会的進化のプロセスに信を置いている。

それに対し、フランスを中心に発展した自由主義は人間の理性に大きな信頼を寄せている。そこから、一方に於いて政治参加（民主主義）への要請が生まれ、他方に於いて、法・道徳規範・制度といったものは全て理性に基づいて策定し得る、との考え方が生まれた。

ハイエクは、これら二つの自由主義のうち、前者こそが真の自由主義で

(6) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, Chap. 4.; *Individualism and Economic Order*, Indiana 1948, Chap. 1.; *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Chap. 5.

あり、この自由主義を基盤にした秩序の再構築が必要である、と主張しているのである。

## I 個人的自由とその論拠

### (1) 個人的自由

ハイエクはその全著作を通じて強く自由を要請しているが、まず、彼の要請する自由とはいかなるものであるかをみておこう。彼の要請する自由は、個人的自由 (individual freedom, personal freedom) であって、これは他者の恣意的意思による強制のない状態と定義されている<sup>(7)</sup>。即ち、他者の脅しによって自らの選択肢を制限されたり、他者の目的に奉仕させられたりすることなく、自己の決定並びに計画に基づいて行動できる状態が、彼の要請する自由なのである。

従って、この個人的自由は、自分達の政府の選択、立法プロセス・行政プロセスのコントロールへの参加を意味する政治的自由 (political freedom) や、熟慮・理性・持続的信念に導かれて行動する状態としての内的自由 (inner-freedom, meta-physical freedom) や、望むことを為し得る力という意味での自由などと区別されている。個人的自由とは本来ネガティブな概念なのである。

### (2) 自由の論拠

上記のような意味での自由は何故に必要なのだろうか。次にこの点を明らかにしたい。

ハイエクは、人間の真の幸福を次のように定義している。即ち、「人が自分にとって、本当に価値があると感じることに努力することだ」と<sup>(8)</sup> (傍点筆者)。しかし、各個人に自己の決定並びに計画に基づいて行動する自由がなければ、彼らは自分にとって価値があると思われるものを追求し得ないであろう。従って自由が必要なのである。

(7) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, Chap. 1.

(8) 西山千明編『新自由主義とは何か』東京新聞出版局 1976. p.81.

しかしまた、自由は進歩の主要条件でもある。自由は、各個人が自己の目的を追求する際に必要となる手段の、最も効率的な調達を可能にする条件なのである。<sup>(9)</sup>

いかなる人間も、その理性の限界故に、不断に変化する環境に関する全情報を掌握しきれない。各個人はこういった情報のほんの一部を把握しているに過ぎない。従って、不断に変化する環境への最も効果的な適応を可能にするには、各個人に行動の自由を与え(勿論、これには結果に対する責任が伴う)、各個人の間分散した知識や技能を十分活用することが不可欠である。

以上二様の意味で、自由が要請されるのである。

## II 自由主義社会秩序

### (1) 正しい行為に関するルールの体系

以上の如くに、自由の必要性が強調されるわけだが、その自由は決して、全く拘束されることのない無制限の自由を意味するわけではない。たとえ各個人が他者による強制を受けることなく、自己の目的を追求する自由を有しているとしても、彼の生活が十全の秩序の下で営まれるのでなければ、彼の目的達成はおぼつかないであろう。従って、自由と共に、秩序が幸福の必須の条件である。

それでは、自由と秩序は両立し得るのだろうか。答えは然りである。

もし、各個人に完全な行動の自由が許されたならば、必然的に彼らの間に衝突が生じ、無秩序と混乱が招来されるであろう。しかしながら、現実の世界はそうなってはおらず、いかなる社会にも何らかの形で秩序が存在する。こういった秩序を可能にするのが、「あれをしてはならない」「これをしてはならない」といった類の、ネガティブな行動のルールであり、そういったルールの体系である。このルールの体系は、まさしく、序で述べた社会的進化プロセスの産物なのであり、長い年月をかけて、そしてま

---

(9) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, p.29~32.

た無数の人々の経験を通して仕上げられてゆくのである。<sup>(10)</sup> こういったルールに反しない行為のみが正しい行為として認められる。以上のような意味で、ハイエクはこういったルールの体系を、「正しい行為に関するルールの体系」(the system of the rules of just conduct)と呼んでおり、それを、いかなる社会であれその社会に秩序が生まれるための必須の条件であると考えている。

自由主義社会もその例外ではなく、長い年月をかけて形成されてきた正しい行為に関するルールの体系の遵守は、自由主義社会秩序の存立にとって不可欠の条件である。

自由主義社会も、正しい行為に関するルールの体系の遵守を存立の不可欠の条件としているという点で、残余の社会と同一である。しかし、自由主義社会は、次の二点に於いて残余の社会と異なっている。まず第一に、「これこれをしてはならない」というルールは、ある行為が他者の自由を抑圧するか否かを基準にして形成されてくる。神の摂理や主権者の意思はそのルールに反映されない。第二に、何人たりともこのルールを免がれ得ない、という原則が固守される。

従って、自由主義社会に於いては、何人といえども正しい行為に関するルールの体系を犯さぬ限り、その行動に於いていかなる他者の意思いかなる権威からも自由なのである。正しい行為に関するルールの体系を法と呼ぶならば、自由主義社会とは、「法の支配」する社会であって、その市民は法の下での自由を許されているのである。

## (2) 自由企業システム

法の支配、法の下での統治、法の下での自由と並ぶ、自由主義社会秩序のいまひとつの特徴は、競争と価格メカニズムに基礎を置く自由企業システムである。

<sup>(10)</sup> Hayek, F. A.: *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Chap. 4, Chap. 6.; *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, London 1978, Chap. 1.

ここでまず明らかにしておかねばならないのは、ハイエクの競争概念である。それは、多数の売手と買手、同質的な商品、参入の自由、完全な知識といった想定に基礎を置く、完全競争のそれなどではない。彼は、競争を本性上動態的プロセスであると考えている。競争の真の役割は、<sup>(1)</sup> 不断の状況変化への最適適応方法の発見にある。このためには、各個人の間に分散した知識・能力・資産の自由な使用が認められねばならない。従って、私有財産の保護と契約の自由の承認とは、競争がその真の役割を果たすための不可欠の条件である。そうすることによって競争は、生産者サイドに於いては、現実可能な最低生産費を実現し、また消費者には、誰が最も良く奉仕してくれるかに関しての情報を提供する。結局のところ自由企業の競争は、あらゆる商品が密接な代替品と比べてより安い価格で取り引きされる、ということをも可能にする。

以上のように、生産・販売活動は競争によって活力あるものとなるのだが、こういった生産・販売活動は、価格メカニズムを通してひとつの調和へと到るのである。<sup>(2)</sup>

この価格メカニズムがうまく機能するためには、ひとつの条件が満たされねばならない。つまり、ある人に対する報酬は、その人に対する道徳的尊敬やその人の為した努力に応じてではなく、その人のサービスが他者に対して有する価値に応じて、即ち、市場価格に応じて決定されねばならないのである。<sup>(3)</sup>（しかし、後に見るように、このことは自由主義社会に対する不満の主要源泉のひとつである。）

### (3) 自由主義社会秩序の性質

法の支配と自由企業システムを根幹とする自由主義社会秩序には、次の

- 
- (1) Hayek, F. A.: *Individualism and Economic Order*, Chap.5,: *New Studies* ..., Chap. 12.
- (2) 勿論ハイエクは、重要ではあるが競争や価格メカニズムを通しては供給され得ない財やサービスの存在を認めており、そこに政府活動の必要性を認めている。
- (3) Hayek, F. A.: *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, p.231~232,: *The Constitution of Liberty*, p.93~100.



ような性質がある。<sup>64)</sup>まず第一に、この秩序は特定の個人ないし特定の組織の指令に基礎を置くものではない。第二に、その秩序の細部の決定は偶然に委ねられている。そして第三に、この秩序には統一的な目的序列は存在しない。従って、一般世論によってより重要だとみなされるものが、より重要性が乏しいと考えられるものよりも優先される保証はないのである。しかしこのことは逆に、異なった目標をもつグループの共存を可能にしているのでもある。

秩序の内容が偶然に委ねられていたり、より重要だと一般に認められていることが後回しにされる可能性が存在したりすることも、やはり自由主義社会秩序に対する不満の主要源泉のひとつである。

### Ⅲ 「真の自由主義」の衰退

#### (1) 制限を受けない政府—「法の支配」の衰退<sup>65)</sup>

ハイエクの擁護する自由主義、即ち、経験主義的自由主義は、法の支配と自由企業システムをその根幹としていたのであったが、19世紀中頃から徐々にその影響力を失なっていった。一方に於ける合理主義的自由主義の系譜に属する民主主義理論並びに法理論、他方に於ける自由企業システムのアンチ・テーゼとして登場してきた社会主義思想が、この経験主義的自由主義衰微の原因であった。

経験主義的自由主義にしる、合理主義的自由主義にしる、そもそもは統治者の権力制限の運動として登場してきたものであった。そして、いずれの自由主義に於いても、民主主義は王権をチェックするシステムとしての位置を占めていた。しかし、王権が打倒され民衆の代表が統治を行なうようになってくるにつれて、民主主義に対するそれぞれの立場の違いが顕著になっていった。

経験主義的自由主義の立場に立つならば、いかなる統治者であれ、真の

(14) Hayek, F. A.: *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, p.162~165.

(15) Hayek, F. A.: *New Studies...*, Chap. 7, Chap.8, Chap. 10.; *The Constitution of Liberty*, Chap. 16.

法、即ち、長い年月と無数の人々の経験を通して形成されてきた社会的進化の産物たる「正しい行為に関するルールの体系」に服さねばならない。これは「法律家の法」（the law of lawyer）とも呼び得るものである。従って、民衆の代表たる民主的政府といえどもその例外ではなく、「正しい行為に関するルールの体系」に反するような活動は許されないのである。

それに対して、合理主義的自由主義の系譜に属する民主主義理論は、これと反対の立場をとった。つまり、政府が民衆の代表によって構成されている以上、その政府の権力をチェックする必要性は何ら存在しない、というのがその主張するところであった。こういった主張は、同じく合理主義的自由主義の系譜に属する法理論、即ち、法実証主義によって強化されてきた。この法理論は、社会的進化プロセスの産物としての法の存在を否定する。そして、全ての法は特定の個人または組織の意思の産物であるとする。従って、この法理論によれば、権力を制限し得るのはいまひとつの権力でしかなく、民衆を代表する最高権力としての政府に制限を課すことは不当なこととなるのである。

こういった二つの相異なった自由主義理論の抗争の中で、経験主義的自由主義は敗退してゆき、自由の真のセーフガードとしての「法の支配」は後退していった。しかし、法の支配の後退、制限を受けない政府の出現には次にみる社会主義思想も大きく寄与したのであった。

## (2) 社会主義思想の台頭<sup>(16)</sup>

ハイエクによれば、私有財産と契約の自由を基礎とする自由企業システムに対して、次のような批判が加えられてきた。まず、先にも見たように、市場価格に応じた報酬の決定方式に非難が投げかけられた。あるサービスは、そのサービスの受手にとっての価値に応じて報われ、そのサービスの形成プロセスやそのサービスの供給者の道徳的長所は、何らそのサービスの価格に反映されることはない。こういったことは、必ずしも人々の

(16) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, Chap. 16, Chap. 17.

正義感に合致するものではないだろう。第二に、自由主義社会に於いてはより重要だと一般に認められていることがそれ程重要でないと考えられていることよりも後回しにされる可能性が存在するが、このことに対して批判が為される。しかし、自由主義に対する最も痛烈な批判は次の如きものであろう。即ち、法の前での平等の原則に立つ自由企業システムは、人々の間に実質的な不平等を生み出すということ、そして、個人はもはや共同体による生活保障を何ら期待し得ず、自己の運命に対して責任を負わねばならないということ、これである。

自由主義社会に対するこれらの不満を背景にして、社会的正義の理念に基づいて社会的諸関係を計画的に改造しようとの要請、即ち、社会主義思想が登場してきた。(ハイエクによると、社会主義とは、生産手段の公有を通して、社会的正義、即ち、分配の正義を達成しようとする運動である。)

この社会主義思想は、先の民主主義理論や実証法学と容易に結びついていった。かくして、「法の支配」は確実に衰退してゆき、ナチス・ドイツやソ連に於いて、完全にその息の根を止められたのであった。

### (3) 社会主義から福祉国家へ<sup>(17)</sup>

ハイエクは、1848年から1948年頃までの一世紀を、社会主義の世紀と呼んでいる。この時期には、分配の正義が声高に叫ばれ、「法の支配」は確実に後退してゆき、自由は重大な危機にさらされた。しかし、1948年頃を境にして、少なくとも西側諸国ではひとつの変化が起ってきた。社会主義に対する幻滅が生まれ、自由を求める声が再び大きくなっていった。何よりも、ナチス・ドイツやソ連に於ける現実がこのことに大きく寄与した。そこでは生産性は低く、新しい階級序列、新しい専制政治が出現し、それは従前のもの以上に苛酷なものであった。また、西側諸国での生活水準の上昇は、労働者から階級意識を奪い去ってしまい、自由に対する欲求をより強固なものにした。

しかしながら、放棄されたのは社会主義の手段、即ち、共有と中央管理

(17) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, Chap. 17.

であって、その目的、即ち、「分配の正義」は依然として生き続けている。そして、この目的は福祉国家へと受け継がれているのである。ハイエクによれば、福祉国家とは所得の再分配機構の別称なのである。

確かに福祉国家に於いては、私有財産が認められており、議会制民主主義が保持されてはいるが、そこでは自由が重大な危機にさらされている。というのは、所得の再分配を実効あるものにするためには、私有財産に対する政府の限りなき統制が必要となるかもしれず、また、議会制民主主義も「法の支配」に服するものではないからである。政府には益々大きな権限が集中してゆき、しかもそれは、益々大きな裁量権を伴うものとなってゆくのである。

しかし、こういった政府の権限拡大は進歩の鈍化を帰結<sup>(19)</sup>し、また、種々の利益団体の政府への働きかけを誘発する。かくして、行政活動は、種々の利益団体の要求するところに応じて、無限に拡大してゆき、しかしその反面で、政府の統治能力は低下してゆく。しかも、社会全体が停滞状態に陥ってゆくのである。

#### Ⅳ 自由主義秩序の再生

##### (1) 「法の支配」の再確立

自由主義思想は、自由主義社会秩序が実現されてゆくにつれて、その訴求力を失なってゆき、それに代わって、社会改良の思想として社会主義思想が大きく前面に現われてくることとなった。しかし、今日、この社会主義思想も社会改良の思想としては、その魅力を失ないつつある。社会改良に対する人々の道徳的熱意に答え得る新しいプログラムが要請されている。ハイエクはこの要請に対していかなる解答を提出するのか。次にこの点を検討してみよう。

ハイエクにとって何にもまして緊要なのは、自由の護持であり、自由の

(19) 政府の下部機関による特定サービスの供給独占は、不断の状況変化への適応を硬直化させ、より望ましい生産方法の発見を停止させる。

セーフガードたる「法の支配」「法の下での統治」の再確立である。とりわけ、今日無原則に拡大しつつある行政活動並びに行政府の権限に対する制限の確立が最も緊急の課題である。

選挙制度が現状のようなものである限り、行政府の活動を拘束するルールを設定を立法府に期待することはできない。なぜなら、種々の利益団体の圧力にさらされるのは何も行政府だけのことではなく、立法府もその圧力を免がれ得ないからである。結局のところ、行政府も立法府もあげて行政活動の拡大・行政権限の拡大の方向へ向っている、というのが現状であろう。そこでハイエクは、行政府をも拘束するルール、即ち、真の法を作成するそれこそ真の立法府とも呼び得るものを創設するためのひとつの提案を行なっている。

この提案がいかなるものであるかを述べる前に、次のことを明らかにしておかねばならない。ハイエクは、意思 (will) と意見・世論 (opinion) とを明確に区別している<sup>(19)</sup>。意思とは「これこれをしたい」という人々の欲望の外部に対する表現であり、何らかの特定の目的や事柄を達成しようとするものである。それに対し、意見・世論は、「こうあるべきだ」「そうすべきではない」といった類の人々の行動に対する一般的な枠組、即ち正しい行為に関するルールにかかわるものである。前者は人ごとに食い違っているのに対し、後者については人々の間で一般に一致が見られる。今日、行政府や立法府への圧力となっているのは前者である。行政府はともかくとしても、立法府を人々のこの意思の圧力から解き放ち、意見・世論を代表するようなものにしよう、というのがハイエクのねらいである。

それでは、意見・世論を代表し、人々の意思に左右されることのない立法府をつくるにはどうすればいいのだろうか。そのためには次の諸条件が満たされねばならない。<sup>(20)</sup>「第一に構成議員は選挙で選び、任期を長期のも

(19) 西山千明編『新自由主義とは何か』p.20～22.

(20) Hayek, F. A.: *New Studies...*, Chap. 7 (p.102～103), Chap. 8 (p.116～117), Chap. 10 (p.160～161), 尚, 引用部分は西山訳による。(西山千明編『新自由主義とは何か』p.178～180.)

のにする。第二に任期満了後、再選できないことにする。第三に、……毎年、一部の議員を任期満了とし、それに伴って毎年その数の議員を新しく選挙していくことにする。」具体的には、例えば選出議員の任期は15年、被選挙権は40歳とし、彼は同年代の者のみによって選挙される。そして、その人に対して、任期満了後は裁判官のような何らかの権威ある地位を保証する。

こうすれば、彼らは再選されたいとの願いから利益団体におもねる必要はなくなり、高度の専門知識と長い時間とを必要とする法の作成に専心できるであろう。こうなって初めて、立法府の作成する法は、意見・世論を、そして、正しい行為に関するルールの体系を反映したものとなり、行政活動もこの法によって規定されたものとなる。つまり、それは「法の支配」の再確立であり、自由のセーフガードの確立なのである。

## (2) 競争条件の整備

自由主義社会秩序再生のプログラムは、法の支配の再確立と並んで、競争条件の整備・強化をめざさねばならない。競争を十分効果的なものにしておくためには、立法府、行政府双方に諸々の課題が課せられる。<sup>6)</sup>

立法府は何よりも、法体系を、競争と両立し更にそれを強化するような類のものへと改良してゆかねばならない。自由企業システムの二大要素たる私有財産と契約の自由に関して、不断の法改良の努力が続けられねばならない。財産権に関していえば、特許・商標・著作権並びに法人に関する諸規定を再検討する余地が十分残されている。また、競争制限をめざす連合や一般取り引き制限のための契約に関しては、契約の自由を再吟味して見る必要がある。いずれにせよ、私有財産制度と契約の自由が一度確立されてしまえば、それで全てが終わりというのではなく、むしろその時点から、それらに関する諸法規改良の不断の努力が始められねばならないのである。

他方、行政府は、情報の獲得を容易化することによって、競争条件の維

6) Hayek, F. A.: *Individualism and Economic Order*, Chap. 6.

持に寄与しなければならない<sup>62)</sup>。そのためにはまず、最も重要な情報体現物たる通貨の価値を安定させねばならない。また、度量衡、測量による情報収集、土地登記、統計、ある種の教育の援助といったことも行政府の重要な課題である。

### (3) その他の政府活動

以上のように、立法府や行政府に課せられる自由主義社会秩序維持のための最重要課題は、「法の支配」の確立と競争条件の整備であるが、国家（とりわけ行政府）の仕事はこれで全てというわけではない。非常に重要ではあるが市場によっては十分供給されない財やサービスの供給は、政府の重要課題であろうし、市場での脱落者に対する最低生活保障もそれに属するものである。

しかし、自由主義社会にあっては、この政府の活動には自ずから制約が存在する。つまり、それは「法の支配」にそむくようなものであってはならないのである。そのためには次のような条件が満たされねばならない<sup>63)</sup>。

①政府は独占を主張せず、市場を通じてサービスを提供する新しい方法（たとえば現在行なわれている一部の社会保険など）を妨げないこと。

②財源は均一の原則に基づく課税によって調達し、課税を所得再分配の手段に用いないこと。

③満たすべき欲求は社会全体の欲求であって単なる特定集団の欲求であってはならない。

更に、こういった政府活動は可能な限り地方政府に委譲されることが望ましい。というのは、そうなれば、中央の単一の機構が供給を独占する場合と違って、代替的方法を実験する可能性が残されるからであり、需要者（受益者）の選択を通じて、それぞれの地方当局に競争圧力が働くからである。

62) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, p.223.

63) Hayek, F. A.: *New Studies...*, p.111.

64) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, p.263~264.

## V ハイエク秩序理論の特徴

最後に、ハイエクと立場を異にする論者、或いは類似の立場をとる論者の主張と、ハイエクの主張とを比較することによって、ハイエクの秩序理論の特徴のいくつかを明らかにしたい。ハイエクの秩序理論の二大要素たる、一方に於ける自由並びに「正しい行為に関するルールの体系」と、他方に於ける自由企業システムのそれぞれについて彼の議論の性格を明らかにし、最後に、自由主義と民主主義の関係についてハイエクの述べるところに触れたいと思う。

### (1) 自由と行為規範の体系

#### ①幸福と自由

ウッツによれば、自由主義とは、他者の欲求ではなく自己の欲求の主張であり、消費を経済活動の目的とするものである。従って、物財の消費が最高の幸福であるとされる。また、合理性という言葉は財調達<sup>(9)</sup>の効率性と同義に解され、その奉仕すべき目的は不問にされるのである。

確かに、ウッツのこういった指摘の多くは、少なくともハイエクに関する限り当たっている。ハイエクにとって、幸福とは「人が自分にとって、本当に価値があると感じることに努力すること」<sup>(10)</sup>であり、財は、他人ではなく、自己の欲求充足のための手段なのである。また、人々の追求する目的は不問にされ、社会科学が扱えるのは財調達の効率性のみである、と主張される。各人がそれぞれの目的（その内容は科学的に規定し得ない）を追求するには自由が必要であるし、また自由は、目的追求に必要な財の最も効率的な調達を可能にする条件なのである。

ただ次のことは指摘しておかねばならない。確かに経済活動の目的は消費ではあるが、そのことから直ちに、最高の幸福とは物財の消費である、との結論は引き出し得ない。財はあくまでも、各人それぞれの目的達成の

(9) Utz, A. F.: *Zwischen Neoliberalismus und Neomarxismus. Die Philosophie des Dritten Weges*, Köln-Bonn 1975, p.44~48.

(10) 西山千明編『新自由主義とは何か』p.81.



ための手段に過ぎないのであって、最終目的なのではない。

## ②行為規範と秩序

ウッツは、ハイエクの「真の個人主義」<sup>(7)</sup>を次のように評している。それは、「第一に、共同利益もしくは共同善は何人もこれを認識できない、というテーゼ」であり、第二に、「個人は総じて自己の利害関心にしたがってしか行動できないものであり……、行動範型としてはたかだか、内容的な合意まではこれを求めない範型が存在するだけ」<sup>(8)</sup>であるというテーゼである。従って、ハイエクのめざす社会は倫理的にみて無規範な社会であるに等しい、と結論される。なぜなら、「共同体からなんらの規範もおかれることはなく、もしあるとすればト・レ・ラ・ン・ス・の・規・範・だ・け・と・い・う・こ・と・に・な・る・だ・ろ・う・か・ら・で・あ・る。」<sup>(9)</sup>(傍点筆者)そして、ハイエクも含めて、自由主義は社会的諸価値についての価値不可知論を基本哲学とする思想である、とされるのである。

ハイエクの秩序理論、とりわけ「正しい行為に関するルールの体系」についての主張は、まさしくウッツの述べる通りのものである。ハイエクの主張は、ト・レ・ラ・ン・ス・の・規・範・だ・け・で・十・分・社・会・に・秩・序・が・も・た・ら・さ・れ・る・し、また、進歩する社会はト・レ・ラ・ン・ス・の・規・範・と・し・か・両・立・し・得・な・い、というものである。人間の理性の限界故に、各個人にとって何が真に望ましいことであるのか、また社会全体にとって何が真に望ましいことであるのかを何人も知り得ない以上、他者の進むべき道や社会の進むべき道を示そうとの試みは不当な行為なのである。自由主義社会秩序とは、統一的な目的序列をもたぬ秩序であり、一般により重要だとみなされるものがより重要性が低いと考えられるものよりも優先される保証のない秩序なのである。

## ③手段としての自由並びに行為規範

ハイエクにとって、自由も行為規範の体系も、各人がそれぞれの欲求を

(7) Hayek, F. A.: *Individualism and Economic Order*, Chap. 1.

(8) Utz, A. F., op. cit., p.50~51.

(9) Utz, A. F., op. cit., p.51.

充足させるために必要な条件であって、それ自体に究極的価値があるわけではない。

もし究極的価値の認識が可能であり、最も効率的な財調達の方法が何人かによって常に知られているならば、自由などは必要ないのである。またその場合には、「なにになにするべからず」といった類のネガティブな行為規範ではなく、「なにになにするべし」といったポジティブな行為規範が可能となろう。

しかし、現実には究極的価値の認識が不可能であり、最も効率的な生産方法が何であるかが知られていない以上、個人の幸福と社会の進歩にとって、自由は不可欠なのであり、行為規範もネガティブなものとならざるを得ないのである。そして、自由も行為規範の体系も最も有効な手段としてのみ尊重されるのである。

## (2) 社会経済過程の欠陥—独占と不平等

### ① 独占と競争

「資本主義的生産様式が自分の足で立つようになれば……、収奪されるのは、もはや自分で営業する労働者ではなくて、多くの労働者を搾取する資本家である。」「いつでも一人の資本家が多くの資本家を打ち倒す。」「この転化過程のいっさいの利益を横領し独占する大資本家の数が絶えず減ってゆくにつれて、貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取はますます増大してゆくが、しかしまた、絶えず膨張しながら資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大してゆく。資本独占は、それとともに開花しそれのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手段の集中も労働の社会化も、それがその資本主義的な外皮とは調和できなくなる一点に到達する。そこで外皮は爆破される。資本主義的私有の最期を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」<sup>(9)</sup>

今までのところ、マルクスのこの予言は当たっていないように思われる。

<sup>(9)</sup> Marx, K.: *Das Kapital*, 岡崎次郎訳 大月書店版 第一巻 第三分冊 p.437～438.

それは何故か。また自由主義の立場からは、この予言に対していかなる反論が可能であろうか。独占の問題と不平等の問題を別々に議論してゆくことにする。

ハイエクは経済集中の原因として、技術的要因と非技術的要因を挙げている。ある種の技術進歩は確かに企業規模の拡大化に寄与してきたといえるだろう。しかし、全ての技術進歩が同様の方向に働くとは限らないのである。<sup>(61)</sup> しかも、ハイエクの考えるところ、過去の経済集中に対してより多くの責を負うべきは、非技術的要因、即ち、独占者の市場支配力を強化したいとの願望である。「大望を抱く独占者がその支配を有効にするために、いかに常に国家権力の援助を求めているか、そしてしばしばそれを獲得しているか、ということを知るものは誰でも、このような発展について必然的なものは、何もないということに殆んど疑問を挟むことはできない。<sup>(62)</sup>」

従って、独占者の市場支配力を強化したいという願望や強化のための試みを、国家が黙認したり、ましてや支持したりすることがなければ、経済集中の進行は止まる。仮に、技術的要因によって経済集中が若干進行したとしても、他方で技術的進歩の結果生じてくる競争激化を考慮に入れるなら、国家が経済集中の進行を阻止するという明確な立場に立つ限り、競争の有効性は何ら低下するものではないだろう。

そのためには、特許・著作権・商標・法人等々に関する諸法規の不断の改良が必要となろう。また、競争制限のための連合や、取り引き制限のための契約に対しては、契約の自由は適用されてはならない。競争を維持してゆくためには、国家は独占者に支持を与えてはならず、財産権や契約の自

(61) オイケン<sup>1)</sup>は次のように述べている。近代技術は確かに企業規模の拡大に寄与したが、他方で、①交通・通信手段の発達を通しての市場の拡大、②代替競争の激化、③市場転換能力の増大、を通して競争を激化しさえした。ハイエクの動態的競争概念からすれば、彼もオイケンと同様の結論に達するものと推測される。

(cf. Eucken, W.: *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, S. 227~232.)

(62) Hayek, F. A.: *The Road to Serfdom*, p.45.

由に関する法規を競争秩序により合致するものへと不断に改良してゆかねばならぬのである。<sup>63)</sup>

## ②不平等と進歩

ストレイチーは次のように述べている。<sup>64)</sup>資本主義はマルクスが述べた如くに、不断に増大する不平等へ向かう傾向を有する。しかしながら、絶対的窮乏化はもとより、相対的窮乏化すら起っていない。そうならなかったのは、所得の再分配が為され、労働組合の力が増大したからである。

ハイエクならこれにどう答えるであろうか。

ハイエクによれば、大衆の生活を向上させるには二つの方法がある。まず第一の方法とは、平等主義的政策、即ち、所得の再分配である。これは短期間のうちに不平等を縮小させ、貧者の生活を向上させるのにより有効な方法である。しかし、ハイエクはこの方法を排除する。この方法は、革新の意欲をそぎ、価格メカニズムの機能を低下させることによって、経済進歩を鈍化させ、大衆の福祉の究極的な停滞を帰結する。更に、所得の再分配を真に効果あらしめようとすれば、個々人の不平等な取り扱いが必要であり、当局に大幅な裁量権が認められねばならない。これは法の前での平等の原則に反し、自由を危うくさせるものである。

第二の方法—ハイエクはこれを支持する—は経済進歩である。経済進歩は、その当初に於いて、不平等を拡大し、またその不平等を通して一層加速される。というのは、技術革新に成功した者は、残余の者に比して、その地位を高めるからであり、また革新技術の需要者たる富者の存在をまっぴらして初めて技術革新も可能となるからである。しかし、経済進歩がある程度の段階に達してくると様相が変化する。生活水準の一般的向上と共に、大衆が革新技術の需要者となってくる。こうなると不平等が縮小する傾向さ

<sup>63)</sup> ハイエクは、かなりの自由裁量権をもつカルテルの創設に反対する。というのは、これは想像上の「良い」独占、守るに値する独占を保護することによって、競争維持に寄与するよりも、その逆の傾向を有すると考えられるからである。

(cf. Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, p.264~266)

<sup>64)</sup> Strachey, J.: *Contemporary Capitalism*, London 1957, Chap. 8.

え生まれてくる。長期をとってみれば、所得の再分配政策を退け<sup>65)</sup>、財の分配を市場メカニズムに委ねることによってのみ、大衆の福祉が絶対的にも相対的にも向上し得るのである。

### (3) 民主主義と利益団体—立法府による行政府のコントロール

ガルブレイスは次のように述べている。<sup>66)</sup>テクノストラクチュアは官僚機構に働きかけることによって、政府の政策を自分達に好都合なものにしようと努めている。従って、政府の政策を真に公共目的に合致したものにするためには、議会による政府の監視が必要である。現代では、議会こそが公共目的推進の担い手なのである。

しかし、この議会でさえテクノストラクチュアの影響力を免がれ得ない。議員は官僚から、ひいてはテクノストラクチュアから影響を受ける。ここでガルブレイスの立論は完全に袋小路に入り込んでしまっている。

ハイエクも、特定集団の圧力故の政府の政策のゆがみを憂慮している。行政活動の無原則な拡大、その結果としての進歩の鈍化、自由の危機といった問題が今日焦眉的となっている。ハイエクは、こういった問題解決のためのひとつの試案として、先の新しい立法府構想を提示したのであった。即ち、立法府によって、行政府と利益団体の関係全般に対して厳格な枠組を設定させよう、というのがそのねらいであった。

しかし、その新たな立法府とは一種の賢人政治であり、非民主主義的な要素を多分に含んでいると考えられるかもしれない。確かにその通りである。ハイエクは、自分は制限されることなき民主主義よりも法によって拘束された独裁主義を良しとする、と明言している。ハイエクは、民主主義と自由主義は別の概念であることを強調する。<sup>67)</sup>民主主義とは統治権力の所

65) 最低生活の保障という意味での所得の再分配は、ハイエクも認めている。この最低生活の保障の要請は、自由主義の諸原則からは演繹され得ないであろう。しかしこの要請は自由主義の諸原則と両立可能である。ハイエクはこう考えている。

66) Galbraith, J. K.: *Economics and the Public Purpose*, Boston 1973, Chap. 24.

67) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, p.103~104.; *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, p.161.

在に関する概念であり、その対概念は独裁主義である。自由主義とは統治権力の程度（その制限）に関する概念であり、その対概念は全体主義である。民主主義も自由主義も共に、他者の反対物を必然的に排斥するというわけではなく、現実の体制としては四通りのものが考えられる。自由主義的民主主義、全体主義的民主主義、自由主義的独裁主義、全体主義的独裁主義、の四つがそれである。ハイエクにとって第一のものが最も望ましいのはいうまでもないことだが、第二のものと第三のものを比べれば、彼にとっては第三のものの方が望ましいのである。今日の状況は第二のものに対応している。ここから脱出するための方策として先の新しい立法府構想が打ち出されてきたのである。確かにこれは自由主義的民主主義の体制をめざすものではあろうが、自由主義的独裁主義といった色あいを若干帯びていることは否定し得ないであろう。

#### おわりに—新しい秩序構想の必要性

多元社会にのぞんでのハイエクの秩序構想は次の二点に要約できる。第一に、法体系の改良によって、種々の利益団体の生成に可能な限り歯止めをかける。換言すれば、市場での競争を可能な限り効果的なものにする。第二に、政治体制の改革（真の立法府の創設）によって、諸利益団体の立法・行政への圧力を最小限に食い止める。

利益団体の形成そのものに歯止めがかけられ、しかもその影響力を最小限に食い止めることが可能だとすれば、それはひとつの完結した秩序だと言えるであろう。

しかしながら、このような秩序に於いてすら、法によって細部まで規定されることのない行政活動の対象領域が存在し、そこに於いては諸利益団体の活動の余地が残されている。従って、仮にハイエクの立場に立つとしても、行政府と利益団体の関係を整序する方法の模索は今日の緊急課題のひとつであることに変わりはないのである。

ましてや、競争の苛酷さ・市場の非人間性に対する反動として種々の利

益団体が形成されてきたことを考えれば、即ち、競争の苛酷さの緩和が利益団体のひとつの機能であることを考えれば、競争秩序の形成・維持を唱えるだけでは十分な解答と言えないのではなからうか。

従って、種々の利益団体の存続を前提とした新秩序の模索は、今日、政策論や体制論の第一級の課題である。

そこで筆者の今後の研究を第三部とし、その大ざっぱな目次を示すなら次のようになるであろう。

### 第三部 新秩序の模索

#### I 利益団体をめぐる諸学説の展開

(1) 団体の形成因

(2) 団体の構造

(3) 団体の行動

#### II 三元秩序構想の模索